

# 時計業界における物流の適正化・生産性向上に向けた自主行動計画

2023年12月  
日本時計協会

日本時計協会の所属各社においては、物流の適正化・生産性向上を図るべく、次に掲げる諸事項に取り組んでまいります。なお、各取組のスケジュールは次図の通りです。

物流の適正化・生産性向上に向けた自主行動計画（工程表）  
発荷主事業者・着荷主事業者（共通）

取り組み事項	2023	2024	2025	2026
物流業務の 効率化・合理化	①時間の把握			
	②2時間以内ルールの実施	②一時間以内の実施に向けた取組実施		
	③物流管理統括者の選定			
	④物流への負担状況の確認	④取引先、物流事業者との協議、改善・提案の検討、実施		
	⑤～⑩物流システム、機材、輸送方法の改善について協議、検討、実施			
輸送契約の 適正化	⑪輸送契約の書面化を実施			
	⑫荷役作業の明確化	⑫適切な対価支払いの実施		
	⑬運送以外業務の把握	⑬運送以外業務がある場合、料金を別建て支払い実施		
	⑭燃料コスト上昇分の価格への反映を実施			
	⑮下請状況の把握	⑮下請業者へ⑪～⑭対応状況を確認		
	⑯⑰物流事業者と定期的な協議を実施、必要に応じて高速道路の利用を実施			
	⑱運送契約の相手方を適切に選定・活用	⑱毎年定期的にモニタリングを実施		
輸送・荷役作業 等の安全の確保	⑲異常気象時の運行に際し、物流事業者の判断を尊重	⑲毎年定期的に実施状況を確認		
	⑳荷役時環境の確認	⑳安全対策実施	⑳毎年定期的にモニタリングを実施	

○数字は時計協会自主行動計画内記載の取組事項の番号

物流の適正化・生産性向上に向けた自主行動計画（工程表）

発荷主事業者、着荷主事業者

取り組み事項		2023	2024	2025	2026
ガイドラインに基づく取組	物流業務の効率化・合理化 (発荷主事業者)	①出荷に合わせて荷造りの実施 ②出荷予定時刻の把握 ③有効な出荷情報の確認 ④～⑦物流サービス水準、施設、発送状況確認	②適切な運行を可能とする出荷予定時刻を設定 ③必要に応じて出荷情報等を事前提供 ④～⑦必要に応じて実施		
	物流業務の効率化・合理化 (着荷主事業者)	①納品リードタイム確保を確認 ②～④発注、納品状況の確認	①毎年定期的にモニタリング ②～④必要に応じて実施		

○数字は時計協会自主行動計画内記載の取組事項の番号

1. 発荷主事業者・着荷主事業者に共通する取組事項

(1) ガイドラインに基づく取組

■物流業務の効率化・合理化

<実施が必要な事項>

①荷待ち時間・荷役作業等にかかる時間の把握

発荷主事業者としての出荷、着荷主事業者としての入荷に係る荷待ち時間及び荷役作業等（荷積み・荷卸し・附帯業務）にかかる時間を把握します。

②荷待ち・荷役作業等時間2時間以内ルール

物流事業者に対し、長時間の荷待ちや、運送契約にない運転等以外の荷役作業等をさせません。

また、荷待ち、荷役作業等にかかる時間を計2時間以内とします。その上で、荷待ち、荷役作業等にかかる時間が2時間以内となった、あるいは既に2時間以内となっている荷主事業者は、目標時間を1時間以内と設定し、更なる時間短縮のための取組を行います。

また、物流事業者が貨物自動車運送事業法等の関係法令及び法令に基づく命令を遵守して事業を遂行することができるよう、必要な配慮を行います。

③物流管理統括者の選定

物流の適正化・生産性向上に向けた取組を事業者内において総合的に実施するため、物流業務の実施を統括管理する者（役員等）を選任します。

#### ④物流の改善提案と協力

発荷主事業者・着荷主事業者の商取引契約において物流に過度な負担をかけているものがないか検討し、改善します。また、取引先や物流事業者から、荷待ち時間や運転者等の手作業での荷積み・荷卸しの削減、附帯業務の合理化等について要請があった場合は、真摯に協議に応じます。

#### <実施することが推奨される事項>

#### ⑤パレット等の活用

必要に応じてパレット、カゴ台車、通い箱等を活用し、荷役時間等を削減します。また、取引先や物流事業者からパレット等の活用について提案があった場合には、協議に応じ、活用を検討します。

#### ⑥入出荷業務の効率化に資する機材等の配置

物流事業者に対して、指定時間に着車したトラックにおいて、フォークリフト作業員待ち等の荷待ち時間が発生しないよう、必要に応じて、荷役に必要な機材・人員を配置する環境を整えます。

#### ⑦検品の効率化・検品水準の適正化

検品方法（納品伝票の電子化、検品レス化、サンプル検品化、事後検品化等）や返品条件（輸送用の外装段ボールの汚れ、擦り傷があっても販売する商品に影響がなければ返品しない）等を必要に応じて見直し、返品に伴う輸送や検品に伴う拘束時間を削減します。

#### ⑧物流システムや資機材（パレット等）の標準化

取引先や物流事業者からデータ・システムの仕様やパレットの規格等の標準化について要請があった場合は、真摯に協議に応じます。

#### ⑨輸送方法・輸送場所の変更による輸送距離の短縮

トラック輸送の輸送距離を短縮し、トラック運転者の拘束時間を削減するため、長距離輸送におけるモーダルシフトや集荷先・配送先の集約等を物流事業者からの提案等があれば、必要に応じて検証・検討します。

#### ⑩共同輸配送の推進等による積載率の向上

必要に応じて他の荷主事業者との連携や物流事業者への積合せ輸送の実施により、積載率向上を推進します。

#### ■運送契約の適正化

#### <実施が必要な事項>

#### ⑪運送契約の書面化

運送契約は書面又はメール等の電磁的方法を原則とします。

#### ⑫荷役作業等に係る対価

荷主事業者は運転者が行う荷役作業等の料金に対する支払い者を明確にし、料金支払いが発生する場合は、物流事業者に対し、当該荷役作業等に係る適正な料金を対価として支払います。

#### ⑬運賃と料金の別建て契約

運送契約を締結する場合には、運送の対価である「運賃」と運送以外の役務等の対価が発生する場合の「料金」は別建てで契約することを原則とします。

#### ⑭燃料サーチャージの導入・燃料費等の上昇分の価格への反映

物流事業者から燃料サーチャージの導入について相談があった場合及び燃料費等の上昇分や高速道路料金等の実費を運賃・料金に反映することを求められた場合には協議に応じ、コスト上昇分を運賃・料金に適切に転嫁します。

#### ⑮下請取引の適正化

運送契約の相手方の物流事業者（元請事業者）に対し、下請に出す場合、⑪から⑭までについて対応することを求めるとともに、多重下請構造が適正な運賃・料金の收受を妨げる一因となることから、特段の事情なく多重下請による運送が発生しないよう留意します。

#### <実施することが推奨される事項>

#### ⑯物流事業者との協議

運賃と料金を含む運送契約の条件に関して、物流事業者から要望があれば協議の場を設けます。

#### ⑰高速道路の利用

トラック運転者の拘束時間を削減するため、高速道路を利用します。また、物流事業者から高速道路の利用と料金の負担について相談があった場合は、協議に応じ、高速道路の利用に係る費用については、運賃とは別に実費として支払います。

#### ⑱運送契約の相手方の選定

契約する物流事業者を選定する場合には、関係法令の遵守状況を考慮するとともに、働き方や輸送の安全性の向上等への取り組み状況についても適宜確認します。

### ■輸送・荷役作業等の安全の確保

#### <実施が必要な事項>

#### ⑲異常気象時等の運行の中止・中断等

台風、豪雨、豪雪等の異常気象が発生した際やその発生が見込まれる際には、無理な運送依頼を行いません。また、運転者等の安全を確保するため、運行の中止・中断等が必要と物流事業者が判断した場合は、その判断を尊重します。

#### <実施することが推奨される事項>

#### ⑳荷役作業時の安全対策

荷役作業を行う場合には、労働災害の発生を防止するため、安全配慮ガイドラインやルール等を策定し、必要な対策を講じる。また、事故が発生した場合の損害賠償責任を明確化していきます。

## 2. 発荷主事業者としての取組事項

### (1) ガイドラインに基づく取組

#### ■物流業務の効率化・合理化

##### <実施が必要な事項>

#### ①出荷に合わせた生産・荷造り等

出荷時の順序や荷姿を想定した生産・荷造り等を行い、荷役時間を短縮します。

#### ②運送を考慮した出荷予定時刻の設定

トラック運転者が輸配送先まで適切に休憩を取りつつ運行することが可能なスケジュールが組めるよう出荷予定時刻を設定している事を確認します。

##### <実施することが推奨される事項>

#### ③出荷情報等の事前提供

貨物を発送する場合に、物流事業者や着荷主事業者の準備時間を確保するため、出荷情報等を必要に応じて早期に提供します。

#### ④物流コストの可視化

できるだけ物流サービス水準を明確化し、必要に応じて着荷主事業者に対して物流効率を配慮した発注を依頼します。

#### ⑤発荷主事業者側の施設の改善

荷待ち・荷役作業等の時間の削減に資するよう、倉庫等の物流施設の集約、新設・増設、レイアウト変更等を検討し、必要に応じて改善を実施します。

#### ⑥混雑時を避けた出荷

道路が渋滞する時間や混雑時間を避け、出荷時間を出来るだけ分散させます。

#### ⑦発送量の適正化

荷待ち時間を削減するとともに運行効率を向上させるため、日内波動（例．朝納品の集中）や曜日波動、月波動などの繁閑差の平準化等を通じて発送量を必要に応じて適正化します。

### 3. 着荷主事業者としての取組事項

#### (1) ガイドラインに基づく取組

##### ■物流業務の効率化・合理化

##### <実施が必要な事項>

##### ①納品リードタイムの確保

発荷主事業者や物流事業者の準備時間を確保し、輸送手段の選択肢を増やすために、発注から納品までの納品リードタイムが十分に確保されている事を確認します。

##### <実施することが推奨される事項>

##### ②発注の適正化

荷待ち時間を削減するとともに運行効率を向上させるため、日内波動（例．朝納品の集中）や曜日波動、月波動などの繁閑差の平準化等を検討し、発注を必要に応じて適正化します。

##### ③着荷主事業者側の施設の改善

荷待ち・荷役作業等の時間を削減する為に、倉庫等の物流施設の集約、新設・増設、レイアウト変更等を検討し、必要に応じて改善を実施します。

##### ④混雑時を避けた納品

物流事業者と発注の適正化と合わせて、納品時間帯を適時確認します。

以上